

## 工事請負代金債権の譲渡の承諾に関する事務取扱の主な改正箇所

### 【主な改正箇所】

#### ○工事請負代金債権の譲渡の承諾に関する事務取扱

2(3)について、「1(3)に同じ。」を削り、ウ(ウ)「国庫債務負担行為等の工事、又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満である工事。(この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。)」等を加える。

2(6)について、「1(6)に同じ。」を削り、イ「ただし、(3)ウ(ウ)の工事に係る各会計年度末における部分払を除く。」等を加える。

#### ○様式2-②

工事請負代金債権の譲渡の承諾に関する事務取扱2(3)ウ(ウ)の場合は、「また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第36条及び39条に規定する中間前払金及び部分払は、貴殿による承諾以降は請求しません。」を削り、「また、甲及び乙は建設工事請負基準約款第36条及び39条に規定する前金払、中間前払金及び部分払(各会計年度末におけるものは除く)は、貴殿による承諾以降は請求しません。」とする。